

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」の改正に係るパブリックコメントの実施について
(H30.12.27～H31.1.15実施)

1 意見件数

27件

内訳

- ・ 市町村:9件
- ・ 団体:5件
- ・ 個人:13件

2 意見内容

①項目ごと（1件当たり、複数の意見をいただいている場合があるので、上記件数とは異なる。）

・ 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について	26件
・ 防災・減災のための里山整備の目標面積について	3件
・ 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて	17件
・ その他	16件
合 計	62件

②主な意見

○ 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について

1. 概要

改正に肯定的な意見が多数を占めた。事業主体の拡大を望む声もあった。

2. 主な意見

- ・ 非常に需要があると思う。選定基準をできるだけ具体的に定めてほしい。
- ・ 昨今の気象災害は、過去に経験のない規模で襲ってきており、そのための対策として、森林税を活用した防災・減災のための里山整備や、ライフラインの倒木対策などはぜひとも実施すべきである。

○ 防災・減災のための里山整備の目標面積について

1. 概要

下記のほか、予算の範囲内で森林整備を進めてほしいなどの意見があった。

2. 主な意見

- ・ 目標面積については、保全対象及び優先度の解釈により対象面積が大きく増減することが考えられるため、その設定に当たり、できるだけ具体的に基準を示してほしい。

○ 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて

1. 概要

高速道路沿いへの枯損木に対する早急な対応を望む声が多かった。そのほか、県民の理解と協力が不可欠なことからそれが実現できるような制度設計を望む声もあった。

2. 主な意見

- ・ 高速道路沿線で、枯損率の高い箇所から優先的に実施するのであれば、県が事業主体となってやるべき。
- ・ 松くい虫の被害木の処理に活用されるのは、賛成。
- ・ 処理された枯損木について、利用できるものについては活用できるよう、搬出や運搬等の補助も検討してほしい。

○ その他

1. 概要

下記のほか、今後対応すべき新たな課題についての提案があった。

2. 主な意見

- ・ 森林税の活用に当たっては、大北森林組合の例もあるので、できる限り多くわかりやすく県民に公表すべき。

【整理表】

お寄せいただいた御意見に対する県の考え方

1 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について

(1) 改正に賛成の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
<p>非常に需要があると思う。選定基準をできるだけ具体的に定めてほしい。</p>	<p>平成30年度に県内各地で発生した台風災害等では、倒木による広範囲の停電や道路の通行止めにより、県民生活に大きな影響が生じました。県内各地には、間伐の遅れや松くい虫被害等による枯損木などが道路等の沿線に多数存在し、防災・減災の観点から、これらの危険木をあらかじめ伐採し被害を未然に防ぐことが喫緊の課題となっています。</p> <p>第3期森林税で取組を始めている「防災・減災のための里山整備」は、森林の土砂災害防止機能を向上させるための間伐に主眼を置いており、倒木の未然防止のための伐採には対応できなかったことから、今回の改正により新たに対応することとします。</p> <p>なお、森林税は予算額・課税期間ともに限られた財源であることを踏まえ、倒木が発生した場合の保全対象への影響等を考慮して優先的に整備する箇所を選定する等、効率的・効果的な事業実施に努めます。</p>
<p>昨年9月の台風24号による停電は、台風の風雨によって電線周辺の立木や枯損木が倒れたことが原因であり、これを防ぐためにも、ライフラインの保全対策もメニューに加え、主要な送電線、線路、道路等周辺の保全対策としての森林整備が可能となるような制度としてほしい。</p>	
<p>今後も、台風等による倒木が多く発生するおそれがあると思うので、ぜひ対策を進めていただきたい。特に、山沿いの地域では、高齢化等により地域で行う道普請などの作業もままならない状況であり、森林税を活用して地域のライフラインを守っていただきたい。</p>	
<p>基本方針1を積極的に進めるとともに、主要県道または村道沿線に存在している間伐遅れの樹木、枯損木等は冬季の道路や歩道の凍結を招き、通行等に危険なだけでなく、県民生活に不安を与えているため、早急な対応を望む。</p>	
<p>昨今の気象災害は、過去に経験のない規模で襲ってきており、そのための対策として、森林税を活用した防災・減災のための里山整備や、ライフラインの倒木対策などはぜひとも実施すべきである。</p>	
<p>昨年の台風による被害はとて大変でした。その原因は、県道や市町村道の道路上の山林に電柱が設置されていて、その電線上の大木が風雨による倒木により支障木となっていたためであり、これは個人では防ごうともいかんともしがたい問題である。県や電柱の設置者がともにそれらの場所から危険木を除去していただける方策を森林税の活用で検討いただきたい。</p>	
<p>ここ数年、自然災害が頻発しており、長野県内の主要道路沿いに枯損木などが目につきますので、それらに対する森林税の活用については、賛成。</p>	
<p>昨年の台風21、24号の暴風による倒木によりライフラインである電線が各所で破断され、近年例のない長期にわたる停電が発生したことを教訓として、森林税を活用した危険木処理をぜひとも推進し、実現していただきたい。</p>	

(2) 事業内容及び事業対象に対する御意見

御意見・御提案等	県の考え方
道路等の自然法面についても、対象区域としてほしい。	<p>新たに対応する「喫緊のライフライン沿いの倒木対策」は、「防災・減災のための里山整備」の一環として行うため、里山の森林において原則として抜き伐りにより実施することを想定しており、対象は緊急性の高い危険木に限定するとともに、伐採の範囲は、倒木が生じた際に保全対象に影響が及ぶ範囲を基本と考えています。</p> <p>なお、道路区域内の危険木については道路管理者の維持管理責任により対応すべきものであることから、森林税は道路区域外の森林における危険木の処理に充てるものとします。</p> <p>枯損木等の伐採には通常の伐採以上に危険が伴うため、事業主体において必要な経費及び施工体制が確保されるよう、適正な単価設定等に努めてまいります。また、処理した木材は多くの場合道路沿いに集積されると想定されることから、木質バイオマス等へ活用されることが望ましいと考えます。</p> <p>事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。</p> <p>事業実施に必要な森林所有者の確認及び境界の明確化については、地域で進める集約化事業の活用が可能です。</p>
事業要望はかなりあると思われるので、補助率を下げ、事業量の確保をお願いしたい。	
林業事業体や地区なども事業主体となれるよう検討してほしい。	
概ね樹高の2倍までの距離の森林を対象として、電線等のライフラインや人的に被害を及ぼすおそれのある立木及び枯損木を対象としてほしい。	
処理された枯損木について、利用できるものについては活用できるよう、搬出や運搬等の補助も検討してほしい。発生材はFIT区分の未利用材とはなりませんが、今後バイオマスボイラ等の熱利用の機運が高まってくれば需要にこたえるための一つの方策となりうる。	
「林業・木材製造業労働災害防止規程」を参考に、事業対象地は「保全対象から概ね樹高の2倍相当の距離のまでの森林」とするのが妥当ではないか。また、伐採木は木質バイオマス等への活用を図るとともに、激害地においては、伐採跡地の適切な更新が行われるような制度設計を望む。	
所有者が不明な森林が実施されなければ意味がないので、森林所有者の確認及び境界の明確化行為も事業の対象に加えていただきたい。	
保安林や、国定公園等の伐採制限のある森林についても事業対象地としてほしい。	
松くい虫被害が激害化している状況下で、ライフライン沿いの被害木だけを除伐しても翌年新たに同じ箇所健全な松が枯れる可能性が高い。そのため、将来的な倒木被害の未然防止のため、現状健全な松を含め、倒木になっても被害を受けない範囲を除伐・皆伐する方法を検討した方がよい。	
倒木対策事業について、2条森林でない場合にも事業対象としてほしい。	
単純な立木の伐採単価ではなく、それぞれの条件に見合った単価での実施を認めていただきたい。	
伐採後の造林については、状況に見合った造林方法又は管理方法を認めていただきたい。	
私有林については、被害木と言っても個人の財産であり、市町村が伐採することは非常にハードルが高いため、林業事業体等を事業主体に含めていただきたい。	

(3) その他の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
県内各所で伐採を計画した場合、電力会社側の対応は可能か。また、保全対象の優先度が高い場所については、電線を一時的にはずしてもらうのはどうか。電力会社も受益者なので協力してもらう必要があるのではないか。	<p>保全対象に電線が含まれる場合には、管理者である電力会社との協力及び役割分担を通じ、効率的・効果的な事業実施を図ってまいります。</p> <p>地域防災の観点から市町村に中心的な役割を担っていただき、住民や関係機関との情報共有及び連携体制を構築していく必要があると考えています。</p>
防災の観点から見れば、情報の交換や現場の検証等を官民一体となつての実施が望ましい。更に団体(市町村、財産区・生産森林組合等)の別なく、森林税のスムーズな導入を求めた個人所有林などにおける明らかな支障木などに関して、強く撤去指導ができるような法の整備も必要。	
危険木処理の実施に当たり、送電線に影響を及ぼすなどの事故も想定されるが、補償問題等についても事前に送電事業者と協議し、県レベルでの協定締結をお願いしたい。	
第3期森林税事業におけるみんなで支える里山整備事業の県民協働による里山整備において、既にライフライン沿いの松くい虫被害木の除去が可能となっているかと思うが、今回の改正はそれとなりが異なるのか。	<p>ご指摘のとおり、里山整備利用地域の認定区域では、みんなで支える里山整備事業(県民協働)による危険木の除去が可能です。地域住民等による里山の整備や利活用が行われる地域以外でもライフライン沿いの倒木対策は必要となるため、今回の改正によりみんなで支える里山整備事業(防災・減災)を活用して危険木の伐採を可能とするものです。</p>

2 防災・減災のための里山整備の目標面積について

御意見・御提案等	県の考え方
目標面積については、保全対象及び優先度の解釈により対象面積が大きく増減することが考えられるため、その設定に当たり、できるだけ具体的に基準を示してほしい。	防災・減災のために必要不可欠な里山等の間伐については、各市町村の里山整備方針において優先整備箇所を示して実施することとしており、限られた財源でできるだけ効果的な事業実施が図られるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。
予算の範囲内で森林整備を進めてもらいたい。	
税金を使わなくても、森林整備を進められるような仕組みづくりも必要。	

3 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて

(1) 改正に賛成の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
長野道を通ると枯れたアカマツが目につき、本当に見苦しいので、処理を進めて、緑豊かな森林を取り戻してほしい。	松くい虫被害の拡大に伴い、駆除しきれなかった被害木が枯損木として残り、各地で景観を損ねていますが、このうち、県域を通じた観光振興の観点から景観上の著しい支障となっている高速道路沿線の被害林を対象として、枯損木の伐採処理による景観の改善を図ってまいります。 なお、こうした枯損木の拡大を防ぐためには、当然ながら松くい虫被害そのものの拡大を防ぐことが重要であり、既存の松くい虫対策事業による伐倒駆除、樹種転換等を通じた被害拡大防止に引き続き取り組んでまいります。
伐倒駆除できなかった被害木が、枯損木として景観を阻害するとともに、急傾斜地などにおいては土砂崩落及び落石等の危険があり、枯損木の伐倒処理ができない状況にあるので、これらに対応するために有人ヘリの活用などによる、枯損木の伐倒処理対策事業の創設をお願い	
処理された枯損木について、利用できるものについては活用できるよう、搬出や運搬等の補助も検討してほしい。発生材はFIT区分の未利用材とはなりません、今後バイオマスボイラ等の熱利用の機運が高まってくれば需要にこたえるための一つの方策となりうる。	
松くい虫の被害木の処理に活用されるのは、賛成。	
観光地等の景観対策として、松くい虫枯損木の処理については、ぜひ事業化していただいた松くい虫被害対策で枯損したアカマツについては景観対策もあり、早めの対応として森林税を活用しての事業として進めていただきたい。	

(2) 事業内容及び事業対象に対する御意見

御意見・御提案等	県の考え方
枯損木処理が課題であり、こちらでも対応できるようにしてほしい。	国・県の松くい防除対策が全量駆除から「守るべき松林」を対象とする選択と集中へと転換した経過から、限られた予算の中で駆除残となった松くい虫枯損木が、各地域において景観の悪化を招いています。
高速道路沿線で、枯損率の高い箇所から優先的に実施するのであれば、県が事業主体となってやるべき。	防除対策本体の予算が限られている中、駆除残の枯損木対策に活用できる既存の事業はないのが現状ですが、こうした中、今回森林税の目標を拡充して実施する景観対策は、観光客等が長野県の景観に対して抱くイメージへの重大な影響を考慮するとともに、今年度から取り組んでいる「松くい虫被害の見える化」の成果に基づき、高速道路沿線で枯損木が面的に発生している箇所に限定して景観整備のための伐採を推進するものです。
景観間伐について、松枯れ以外も対象としていただきたい。	なお、主要観光地における景観形成を目的とした森林整備については、従前どおり松くい虫枯損木以外も整備対象となります。また、枯損木が倒木となり県民生活等に被害をもたらす危険がある場合には、「ライフライン沿いの倒木対策」による対応が考えられます。
当年度の被災木の全量処理が困難となっており、過年度被災木の量が年々増加している状況である。観光地や高速道路沿線以外の森林においても、過年度被害木の処理についても対象としてほしい。	上記のいずれにも該当せず、国・県の既存の松くい虫防除対策事業の対象とならない事業であり、市町村が必要と認める事業については、森林づくり推進支援金の活用が可能と考えます。
被害駆除量に関わらず、市町村の松くい虫被害拡大防止の取組など、独自の取組に対しても、現地確認などによって、その有効性を評価していただき、それに見合った補助金の交付をすることで、結果として広域的な蔓延防止につながるものと考えられる。	
PA付近や景観上対策が必要な箇所だけでなく、高速道路沿い(側道)に拡大している枯損木についても、多くの観光客の目につき、景観を損ねているので、対策を検討した方がよい。	
松枯れだけでなく、カシノナガキクイ虫等その他の被害木や、自然災害による枯損木や倒木についても同様の対応ができるよう、事業対象を拡大していただきたい。	
観光地といったくくりなく、枯損木や倒木の処理作業に対する補助制度を設けていただきたい。	
景観対策事業について、松くい虫被害の枯損木処理のほかに、その後の植栽や苗木代についても、補助対象としてほしい。	

(3) その他の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
松くい虫被害対策のためのヘリコプターによる薬剤散布など、費用と効果の検証について、県民に公表すべき。	森林税活用事業では該当ありませんが、県では必要に応じ、薬剤散布等の事業主体である市町村から情報提供を受けて長野県松くい虫防除対策協議会で説明し、協議会の資料等は県公式ホームページで公表しているところです。
観光地等の景観対策は、重要かつ喫緊の課題であり、そのために、県民の理解と協力を得て進めるために、客観的な選定基準と住民参画のスキームが必要である。	観光地等の景観対策に関しては各地域において非常に大きなニーズがあると認識しています。こうしたニーズに対し、森林税の限られた予算を効果的に活用していくため、客観的な基準に基づく選定と整備後の成果の検証に努めてまいります。

4 その他

御意見・御提案等	県の考え方
3つの方針を単体でとらえるのではなく、掛けあわせたりして融通の利く内容としてほしい。基本的には基本方針の改正案どおりでよい。	今回の改正に係る部分を含め、基本方針に基づく森林税活用事業全般を通じて効果的な事業執行に努めてまいります。
松くい虫の防除においては、景観対策は従たる目的であり、本来防災・減災＝治山・治水を主として行われるべきである。今回の改正にあたっては、松くい虫対策へのさらなる充実を強く望む。	ご意見のとおり、松くい虫対策の軸足は被害拡大防止にありますので、森林税事業以外の既存の事業が中心となりますが、引き続き対策に取り組んでまいります。
森林税の活用にあたっては、社会情勢の変化に対応して常に見直しを行いながら実施すべきである。県民生活の安全・安心のため、これまでどおり荒廃森林の整備に軸足を置きながら多様な県民ニーズに応えるために必要な施策に充てることが重要である。 災害に強い山、美しい森林づくりに森林税は欠かせない。	第3期森林税は、「県として積極的に進めていく必要がある事業」及びそのために必要な事業費等を基本方針として提示し、県民の皆様のご理解をいただいて課税していることから、基本方針に則って事業を進めていくことが原則ですが、一方で事業成果の検証を行いながら、より効果的な活用に向けて見直しを行っていくことも必要です。 今後も事業成果の検証・見直しを通じ、県民ニーズに応えられるよう森林税の活用を図ってまいります。
毎年のように変わる補助制度では、中長期的な視点での施業提案や実行ができない。国の補助制度をそのまま森林税の事業に当てはめるのではなく、長野県にあった内容や抱えている問題点の解決に森林税を活用できるようにしてほしい。具体的には、間伐のみに補助するのではなく、獣害防除や小規模皆伐、急傾斜地では2m幅の作業道開設にも補助対象を広げていただきたい。	第3期森林税では、緊急に対応すべき事業や本県の独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものを精査して「県として積極的に進めていく必要がある事業」と位置づけています。
次回の国勢調査までに、個人所有林を県が買い取る旨を告知し、希望があれば県有林とする。整備の際は、切りっぱなしにするのではなく、必ず搬出する。搬出には経費がかかるが、ここまでやらなければなにも始まらない。	この中には、県民協働による里山の整備・利用や、市町村に対する財政調整的視点での支援等、地域の主体性に基づく幅広い活動への支援を行う事業もあり、野生鳥獣被害対策としての緩衝帯整備や森林内の歩道の整備等にも活用が可能となっています。また
山の所有者は、高齢化し、それを相続する人も山は不要と考えており、山がどんどんほったらかしにされている。だが、どうすることもできない現状であり、どうか山をきれいにしてほしい。	多様な県民ニーズに応えるために教育や観光等の分野へも新たに用途を広げたところです。
林産（経済）だけに目を奪われることなく、多面的・多目的な森林づくりの必要性を共有すべき。	これらの事業を適切に組み合わせて活用することにより、国・県等の既存の施策では対応できなかった各地域の課題の解決を図り、
近年増加の一途をたどる獣害対策として、里山地域やライフライン沿いの緩衝帯の整備は、景観の保全についても有益であると考えられる。	里山管理の空洞化に歯止めをかけるとともに、多様な県民ニーズに的確に応えていくことができるよう、制度の周知や事業活用の支援に努めていきたいと考えています。
山と里の境界があいまいになり、野生鳥獣が人間の生活圏を侵食し、双方にとって良くない環境になっていることから、境界部分のツルや灌木等の除伐作業に対する補助制度を設けていただきたい。	また、事業成果を定期的に検証・評価し、基本方針の理念の範囲で必要な見直しを行っていくことで、森林税の効果的な活用を図ってまいります。
林道、作業道の改良、修復作業に対する補助制度を設けていただきたい。	
林内巡視路の開設、昔からある山道の整備、東屋島休憩場所の設置について、補助制度を設けていただきたい。	
学有林等への後継者対策（専門家による啓もう活動、作業の指導等）について、補助制度を設けていただきたい。	
台風災害等跡地の被害木処理による森林整備や作業道の修繕事業、公団にある赤線（山道）及び登山道の刈払い整備を森林税で実施できるよう要望します。	
森林税の活用にあたっては、大北森林組合の例もあるので、できる限り多くわかりやすく県民に公表すべき。	森林税活用事業については毎年度の目標及び内容、事業実施後の検証・評価結果等を公表することとしています。各種媒体でのPR等と併せ、森林税の活用状況を県民の皆様にはわかりやすく伝えられるよう努めてまいります。